

シンガポール特有の生活関連主要法律案内

・・・「知らなかった」ではすまされない・・・



FINE

平成17年3月
在シンガポール日本国大使館

は し が き

我が国の海外渡航者数は現在約1,193万人、在留邦人数は約91万人と10年前にくらべそれぞれ約137万人、約22万人増加していますが、この数は今後益々増加していくことが予想されています。これらに伴い、トラブルに遭う日本人旅行者数は増えてきています。最近の傾向として特に注目されるのは、2003年の統計上「犯罪被害」については前年の7,109件から6,253件（対前年比12.0%減）と減少しているにも拘わらず、「犯罪加害」については、508件から609件（対前年比19.9%増）と大幅に増加していることです。

当地シンガポールは、観光立国として、また、地域の運輸・交通の要衝として東南アジア地域の中で中心地的役割を担っています。在留邦人数は2004年10月1日現在約2万1千人に上り、生徒数で世界最大規模の日本人学校もあります。また、当地を訪れる邦人旅行者は、数年は同時多発テロ事件やSARS、鳥インフルエンザ等の影響を受け減少しましたが、2004年は持ち直し約59万9千人を記録しました。

シンガポールは、「安全で、清潔な国」と言われており、シンガポール政府は、従来から、麻薬への厳しい取締りや処罰を含め犯罪防止対策には特に力を注いでいます。しかし、シンガポールでも1人1人が常に安全に気をつけなくてはならないことは勿論です。

この資料は、平成12年に、当地のアーサー・ロック・バーナード・ラダ・アンド・リー法律事務所に所属していた高谷知佐子弁護士に調査を依頼し取りまとめたものをベースに、今回、その後の法令変更点の見直しを含め、当地カーター・ウオン法律事務所に監修を依頼し作成したものです。

又、この資料は必ずしも個々のケースにつき断定的な法的助言をすることが目的ではありませんが、在留邦人の皆様、邦人旅行者の皆様のシンガポール滞在中における安全対策の一助としてご活用頂ければ幸いです。

平成17年3月
在シンガポール日本国大使館

目 次

はじめに	6
1 . 「護身用スプレー」も武器になる？ Arms and Explosives Act (Chapter 13).....	7
Q： 女性同士のグループでシンガポールに旅行しようと考えています。護身用に日本で持っていたトウガラシスプレーを持っていこうと思いますが、何か問題はありますか。	
A： シンガポールでは人に危害を与える可能性のあるものを広く「武器」としてその所持等を禁止しています。日本で市販されているスプレー類であってもシンガポールでは「武器」と解釈される可能性があり、無断で持ち込めば罰金刑の対象となる場合もあります。こうした物品の規制や違反した場合の罰則については Arms and Explosive Act に規定されています。	
2 . 拳銃発射 = 死刑！ Arms Offences Act (Chapter 14)	10
Q： シンガポールでは武器を使用した強盗等に対してはかなり重い刑罰が科されると聞きましたが、本当でしょうか。	
A： シンガポール政府は銃火器等を使用した強盗や脅迫等に対して大変厳しく対処しています。このような犯罪に対しては死刑を含む重い刑罰が予定されています。こうした行為は Arms Offences Act で規制されていますが、同法では同行者に対しても刑罰を科すことができるとしていますので、日本人といえども注意が必要です。	
3 . 賭ゴルフは大丈夫？ Betting Act (Chapter 21)	12
Q： 仲間内でゴルフをやる際には、ちょっとした金額ですが賭をしています。何か問題はないでしょうか。	
A： シンガポールは日本と同様に賭博行為を規制していますが、禁止されているのは賭博場での賭行為やノミ屋を通じての賭行為です。Betting Act で規制されています。ゴルフ場でのちょっとした賭行為は同法での規制を受けませんが、あまり多額の賭行為は控えた方が無難でしょう。	
4 . ハッカー対策は？ Computer Misuse Act (Chapter 50A).....	14
Q： ハッカーに対してはどのような規制がされていますか？	
A： コンピューターのハッキングに対してシンガポール政府は Computer Misuse Act を定めて厳しく対応しており、罰金刑と共に禁固刑が科せられる場合もあります。未成年であっても処罰の対象となりますので、遊び半分でのハッキングは厳禁です。	

5 . 海賊版は違法です Copyright Act (Chapterter 63).....16

Q : 当社が著作権を有するコンピューターソフトの海賊版が出回っています。海賊版の取締を規定する法律はありますか。

A : Copyright Act はコンピューターソフトを含む著作権を保護するとともに、著作権侵害物の輸入や販売を規制しています。違反者に対しては厳しい刑事罰を予定しています。

6 . ナイフ類は持ち歩き厳禁 Corrosive and Explosive Substances and Offensive Weapons Act (Chapter65).....17

Q : ファッションの一環としてバタフライナイフを持ち歩いています。もちろんこれを使ったり、人前に出したりする訳ではありませんので、問題ないと思いますが。

A : 公共の場所で攻撃的な武器を所持すること自体、Corrosive and Explosive Substances and Offensive Weapons Act に違反します。バタフライナイフもこれに含まれますから、万一職務質問等で所持が見つければ同法違反として処罰される可能性があります。同法違反には鞭打刑を含む厳しい刑罰が予定されていますので、ナイフ等は不必要に携帯するべきではありません。

7 . ゴミのポイ捨ては高くつく Environmental Public Health Act (Chapter 95).....19

Q : シンガポールはゴミのポイ捨て等に対して厳しいと聞いていますが、具体的にはどのようなケースが問題になるのでしょうか。

A : ゴミのポイ捨てに関しては、Environmental Public Health Act が規制しており、例えば、食べ終わったお弁当の空き箱を道路などに捨てた場合や引っ越しのため要らなくなった家具を勝手に捨てた場合に同法が適用されることがあり、罰金もかなり高額となります。罰金以外にも、常習者に対しては裁判所は無償の奉仕活動をするよう命令することができると規定されています。

8 . 没収だけでは済まない? Films Act (Chapter 107)21

Q : シンガポールに引越してきた際、ビデオやCDに関して検閲を受けなければならないから内容を申告するように言われました。業者ではない旅行者や駐在員の場合でもこのような検閲を受ける必要があるのでしょうか。万一猥褻ビデオ等を持ち込んだ場合にはどのような問題が発生するのでしょうか。

A : Films Act ではシンガポールに持ち込まれる全てのビデオ、CDといったフィルム類は Board of Films Censors による検閲を受けなければならないとされ、外国人であっても旅行者であっても例外ではありません。猥褻ビデオ等の持ち込みに対しては、所持の目的に拘わらず罰金刑が科せられてしまいます。勿論、販売目的で持ち込んだ場合には、重い罰金刑や禁固刑が科せられます。

9 . ビザの取得は適切に Immigration Act (Chapter 133).....23

Q : 技術指導のため、時々技術者を日本から呼んでいます。1週間程度の短期間であるため、特段就労ビザは取らずに観光ビザで済ませています。

A : 短期間であっても、シンガポールで就労する場合には、そのための Employment Pass を取得する必要があります。これに違反した場合には、Immigration Act に違反したことになり、再入国が拒絶される場合がある他、罰金刑や禁固刑が科せられる可能性があります。滞在期間の長短に関わらず、適切なビザを取得する必要があります。

Q： シンガポールで出産した場合、その子のビザは？

A： 特別のパスが、出産した時点で発行されます。但し、出産後 42 日の有効期限しかありません。延長手続きをとれば、引き続き有効です。

10 . まるで校則？ Miscellaneous Offences (Public Order and Nuisance) Act (Chapter 184)25

Q： シンガポールでは道路に唾を吐くと罰金と聞きましたが、本当でしょうか？自分の家の中なのに、ベランダで裸になっていたら罰金刑を受けたというニュースもありました。どのような行為が禁止されているのでしょうか。

A： Miscellaneous Offences Act では、様々な迷惑行為を規制しています。質問にあった唾を吐く行為も同法により禁止されていますし、公共の場所から見える場所で裸になることも同法により禁止されています。その他、同法はペットの飼い方、落書きの禁止、道路上で泥酔していた場合等、日常の細かい行為について規制し、違反者に対して罰金刑や禁固刑を科しています。日本で許されている行為であっても同法により禁止されている場合がありますので旅行者等は要注意です。

11 . マリファナ 500 グラム = 死刑！ Misuse of Drugs Act (Chapter 185)30

Q： シンガポールは麻薬等の所持や使用に対して大変厳しいと聞いています。旅行者であってもこのような法律の適用を受けるのでしょうか。麻薬が合法化されている場所からシンガポールに入国した場合でも同様でしょうか。

A： シンガポール政府は麻薬等の薬物に対して大変厳しく対応しており、外国人や旅行者であっても例外ではありません。海外で場所によって合法化されている大麻等を使用しシンガポールに入国する場合、使用に関しては処罰の対象になりませんが、所持に関しては Misuse of Drugs Act の適用を受け厳しく処罰されます。シンガポールに入国する際には麻薬等の所持は厳禁です。

12 . 自分の家の木でも切ってはいけない Parks and Trees Act (Chapter 216).....32

Q： 工場の周りに木を植えるよう政府から通知が来ました。従わなくてはいけないものなのでしょうか？

A： シンガポール政府は島内の緑を保護するため、Parks and Trees Act を定めています。同法では政府が土地を使っている人に対して一定の植樹を命ずることができるとしています。その他、同法は私有地内であっても樹木保全地区の樹木の伐採を許可制としていますし、公園や空地に無断で駐車することも禁じていますので注意が必要です。

13 . シンガポールの刑法 The Penal Code (Chapter 224).....34

Q： シンガポールでは万引きでもすぐ禁固刑と聞きましたが本当ですか？

A： The Penal Code は日本の刑法のようなものですが、日本に比べて格段に重い刑罰が予定されているものや、日本においては犯罪とならない行為（例えば同性愛など）を犯罪として定めている場合もあります。万引行為は禁固刑及び罰金刑が予定されていますので、初犯であれば罰金刑となることが多い日本に比べて、重い刑罰が科せられることになります。

Q： レイプ（強姦）については？

A： シンガポール法は、レイプに厳しい罰則を規定しています。

- 14 . 飲酒運転は御法度 Road Traffic Act (Chapter 276).....36
- Q : シンガポールで飲酒運転で捕まった場合、どのような手続きになるのでしょうか。
- A : 飲酒運転は Road Traffic Act により違法行為として禁止されています。日本と同様、風船などによる飲酒テストが行われ、一定量以上のアルコールが検出されれば飲酒運転として処罰されます。2 度目以降は禁固刑を含む厳しい刑罰が待っていますので、「飲んだら乗るな」はシンガポールでも守る必要があります。
- 15 . 食品販売（チューインガム禁止）規則
Sale of Food (Prohibition of Chewing gum) Regulations (1st January 2004) 38
- Q : チューインガムは、個人の使用であれば、持ち込んでよいと聞きましたが。
- A : チューインガムの使用が医薬品であると認定される場合を除き、シンガポール国内の持ち込みは、個人の使用目的であっても、禁止されています。
- 16 . 喫煙コーナーで喫煙を Smoking (Prohibition in Certain Places) Act
(Chapter 310)39
- Q : シンガポールは特に喫煙に関して厳しいと聞きましたが、具体的にはどのようなことが禁止されているのでしょうか？
- A : 公共の場所における喫煙に関しては、Smoking (Prohibition in Certain Places) Act によって規制されており、禁煙表示のある場所での喫煙は禁止されています。地下鉄、バス等の公共の輸送機関や公共の建物内などは原則的に禁煙とされていますので、こうした場所では喫煙しないようにしなければなりません。また、1.3mg のニコチン含有のもの、または 15.0mg 以上のタールを含むタバコ製品の持ち込みは禁止されています。
- 17 . 落書きで鞭打刑?! Vandalism Act (Chapter 341).....40
- Q : 以前、車に落書きをして鞭打刑になった少年の話が話題になりましたが、どのような法律に基づいて罰せられたのでしょうか？
- A : Vandalism Act は公共物や私有物に対する破壊行為を特に規制する法律であり、質問のケースでも同法に基づき少年は鞭打刑となりました。同法違反に対する罰則は厳しく、必ず鞭打刑が科せられますので、日本と同じつもりで面白半分に落書きなどすると、本当に痛い思いをすることになります。
- 18 . 未成年者にも厳しい処罰 Children and Young Persons Act (Chapter 38).....41
- Q : シンガポールにも日本と同じ様な少年法といった法律は存在しますか？また、内容はどのようなになっているのでしょうか。
- A : 未成年者の犯罪に関しては、Children and Young Persons Act に規定があります。同法では 16 歳未満の未成年が犯罪を犯した場合、日本の少年審判にあたる Juvenile Court で手続を行うと規定しています。日本よりも未成年者とされる年齢は低くなっていますので、たとえ日本では未成年とされる場合でも、シンガポールでは成人と同様に処罰されることとなります。
- 19 . 居住用不動産 (the Residential Property Act Chapter 274)42
- Q : 外国人でもシンガポールで不動産を購入出来ますか？
- A : 外国人は、Residential Property (居住用不動産) を購入することは禁止されています。但し、

6階以上のコンドミニアムであれば、購入を認められています。

20 . 蚊など - the Environmental Public Health Act (Chapter 95) 及び the Infectious Diseases Act (Chapter 137).....43

Q : シンガポールでは、ハエ、蚊の発生に係る法律があるとききましたが。

A : ハエ、蚊が発生する環境は、健康な生活を妨害するものとして、法律で規制しています。

はじめに

日本を離れて海外を旅行する、海外で暮らすということは、その土地の法律の適用を受けることを意味します。ところが、意外とどのような法律があるのか分からないことも多いでしょう。「日本で禁止されているようなことをしなければ大丈夫」とよく言われますが、本当にそうでしょうか？大丈夫と思っていた行為が実は法律違反だったと分かって、「法律を知らない」という言い訳は聞いてもらえません。その土地を旅行し、またその土地で暮らすのであれば、その土地のルールを知るのは最低限のエチケットとも言うべきでしょう。

それでは、ここシンガポールではどのような行為が禁止され、違反するとどのようなペナルティーを受けるのでしょうか？確かにシンガポールにおいて刑罰の対象とされる行為は、基本的には日本において刑罰の対象とされるものと変わりありません。しかし、中にはシンガポール特有の禁止行為や、日本で科される刑罰に比べて格段に重い刑罰が予定されている場合があります。日本であれば罰金刑が通常である行為でも、シンガポールでは禁固刑が科される可能性もあるわけです。

法律によってはこれまで適用されたという事例を聞かないものや、適用されたとしても軽い刑罰に止まるのが通常なものもあります。しかし、法律に規定がある以上、いつでも適用される可能性があり、また個々のケースやその時々社会情勢によって重い刑罰が科される可能性もありますので、「適用されたなんて聞いたことがない」と軽く考えることはできません。こうした場合であっても法律の内容をきちんと知っておくことが大切になります。この冊子では、旅行者や駐在員など、シンガポールを旅行し、シンガポールに暮らす日本人が知っておくべきシンガポールの法律について、その内容や違反した場合の罰則を簡単にご紹介しています。「こんな法律があるのだな」と目を通して頂ければ幸いです。

1. 「護身用スプレー」も武器になる？ Arms and Explosives Act (Chapter 13)

Q： 女性同士のグループでシンガポールに旅行しようと考えています。護身用に日本で持っていたトウガラシスプレーを持っていこうと思いますが、何か問題はありますか。

A： シンガポールでは人に危害を与える可能性のあるものを広く「武器」としてその所持等を禁止しています。日本で市販されているスプレー類であってもシンガポールでは「武器」と解釈される可能性があり、無断で持ち込めば罰金刑の対象となる場合もあります。こうした物品の規制や違反した場合の罰則については Arms and Explosive Act に規定されています。

(1) 法律の内容

同法は武器及び爆発物を規制する法律であり、全 46 条からなります。日本と同様、銃器、武器、及び爆発物の取扱に関してはライセンスが必要とされています。但し、ここでいう武器は同法 2 条によりかなり広く定義されています。

Arms and Explosive Act

Sec. 2 “arms” includes firearms, air-guns, air-pistols, automatic guns, automatic pistols, and guns or any other kind of gun from which any shot, bullet or other missile can be discharged or noxious substance can be emitted and any component part of any such arms, and bayonets, swords, daggers, spears and spearheads;

(第 2 条) 「武器」とは、火器、エアガン、エアピストル、オートマチック銃、オートマチックピストル、その他散弾、銃弾、その他のミサイルが発射される、若しくは有毒ガスもしくは有毒物質が放射される銃器若しくは銃に類似するもの、並びにそれらの武器の構成部分、及び銃剣、刀、短剣、槍、槍の穂先を含むものとする。

従って、上記の定義からは日本で公に販売されているエアガンやエアピストル、装飾用スプレーの一部、催涙スプレー等も同法の「武器」に含まれると解されます。ショックガンは「弾丸等の発射」や「有毒ガスの放射」のいずれにも該当しませんが、人に与える影響等に鑑みると、武器に類するものと取り扱われる可能性は否定できません。

「爆発物」に関しては、弾薬やニトログリセリン、ダイナマイトといったいわゆる爆発物（第 2 条「爆発物」(a)）に加え、発煙筒、花火、導火線、ロケット、雷管、カー

トリッジ並びに全ての種類の弾薬、及びこれらの改造又は準備も「爆発物」の定義に含まれます（第2条「爆発物」(b)）。従って、日本で販売・購入が許されている花火、発煙筒も同法の適用を受けることとなります。爆竹については所轄大臣の通達によりこれを「爆発物」に含めることができるとされています（第2条「爆発物」(c)）。

また、上記「武器」に該当するものはライセンスを有しなければ所持してはならず、その輸入、輸出、製造、販売を行うこともできません（第13条(1)）。これらの購入はライセンスを有する業者から行わなければならない（第16条）ライセンスを有しない業者からこれらの「武器」を購入した場合には、刑事罰の対象となります（第16条(3)）。但し、この規定は刀剣収集趣味のため所持していた場合には適用除外となります。

「武器」をシンガポール国内で購入しこれを国外に持ち出す場合には、航空会社に物品を提出する必要があります（ライセンスを有する販売業者がこれらの手続を代行しなければならないとされています）。手続きは最終的に購入者に引渡される時点、即ち最終搭乗機の航空会社に関して行われる必要があります。

同法に関する強制捜査は District Court か Magistrate's Court の令状に基づき行われます（第27条）。

(2) 罰則（主なもの）

- ・ 所轄大臣により輸出が禁止・規制された物品を輸出した場合、S\$5,000 以下の罰金となります（第9条）。
- ・ いわゆる爆竹の輸入、製造、所持に関しては、所轄大臣の通達により禁止又は条件付許可とされ、この通達に違反して製造、所持、輸入等をした場合には S\$4,000 以下の罰金となります（第10条）。
- ・ 毒性のガスの製造、所持、輸入に関しては、所轄大臣の通達により禁止又は条件付許可とされ、この通達に違反した場合には S\$5,000 以下の罰金となります（第11条）。
- ・ ライセンスなく同法で規制された武器や爆発物を輸入、輸出、製造、販売した場合には、S\$10,000 以下の罰金及び3年以下の禁固となります（第13条(2)）。
- ・ ライセンスなく同法で規制された銃器を所持していた場合には、各銃器一丁につき S\$5,000 以下の罰金及び3年以下の禁固となります（第13条(3)）。
- ・ ライセンスなく同法で規制された武器又は毒性ガスを所持していた場合には、S\$5,000 以下の罰金及び3年以下の禁固となり（第13条(4)）、所持者がこれを Penal Code（刑法）違反の犯罪に使用する目的で所持していたことが証明された場合には、鞭打ち刑が付加されます（第13条(5)）。

- ・ ライセンスを有する業者以外の業者から同法の規制する物品を購入等した場合には、S\$1,000 以下の罰金となります（第 16 条&第 17 条）。
- ・ 違法に輸入（ライセンスなしでの輸入を含む）した銃器、武器、爆発物、毒性ガスを事情を知りつつ隠匿していた場合には、3 年以下の禁固及び S\$5,000 以下の罰金となります（第 22 条）。
- ・ ライセンスのない者から銃器又は武器を知りつつ購入した場合には、S\$2,000 以下の罰金となります（第 23 条）。
- ・ その他、同法に特段の規定がある場合を除き、同法に違反した場合には S\$1,000 以下の罰金となります（第 44 条）。また、教唆犯に対しては主犯と同等の罰金又は禁固刑が科されます（第 38 条）。

(3) 適用事例

- ・ 映画で使用された小道具等のレプリカ蒐集家が、「ロボコップ」で使用された小道具のレプリカであるエアガンを海外に注文、取り寄せようとしたケースが同法の違反に問われました。結局、このケースでは軽減事由ありとされ、罰金刑が科されました。

2 . 拳銃発射 = 死刑！ Arms Offences Act (Chapter 14)

Q： シンガポールでは武器を使用した強盗等に対してはかなり重い刑罰が科されると聞きましたが、本当でしょうか。

A： シンガポール政府は銃火器等を使用した強盗や脅迫等に対して大変厳しく対処しています。このような犯罪に対しては死刑を含む重い刑罰が予定されています。こうした行為は Arms Offences Act で規制されていますが、同法では同行者に対しても刑罰を科することができるとしていますので、日本人といえども注意が必要です。

(1) 法律の内容

同法は違法な武器、弾薬の所持及び武器、弾薬の携帯、使用を規制する法律であり、全 12 条からなります。

同法により規制される武器の定義は Arms and Explosives Act とほぼ同じであり(毒性ガスの他に火炎、煙霧の放射も含まれる点が異なります) 同法にいう「違法な所持」は Arms and Explosives Act に違反する所持を意味します(第 2 条)。

同法は武器の所持、携行を刑罰の対象としており、また、特定の刑法犯罪の実行のために武器を使用した場合について死刑を含む厳しい刑罰を科しています。

特定犯罪には、違法な反政府団体への所属、暴動、身体に対する刑法犯罪(殺人、傷害等) 誘拐、脅迫、違法侵入、強盗、公務執行妨害、公共物破損行為、放火等があります。

同法は、同行していた者(配偶者や同居者など)が違法に武器を所持していた場合で、武器の所持者でない者が同行者の武器の所持を知っていたとみなされた場合、同行者と同等の刑罰を科することとしています(第 7 条)。

同法では、居住場所から武器が発見された場合、その居住者が当該武器の所持者であるとみなされるとするみなし規定があり、この場合には発見された武器が自分の所持物ではないこと、又は武器が居住場所内に存在することを知らなかったこと、及び居住場所の管理を怠っていなかったことを立証しなければなりません(第 9 条)。

(2) 罰則 (主なもの)

- ・ 同法では、武器又は弾薬を違法に所持していた場合には、5 年以上 10 年以下の禁固及び 6 打以上の鞭打刑が科されます(第 3 条(1))。

- ・ 武器を違法に携行した場合には5年以上14年以下の禁固及び6打以上の鞭打刑が科されます(第3条(2))。
 - ・ 特定犯罪を犯した際に武器を所持していた場合には、無期禁固及び6打以上の鞭打刑が科されます(第3条(3))。
 - ・ 第3条(1)又は(2)の前科を有する者が同様の犯罪をさらに犯した場合には、5年以上20年以下の禁固及び6打以上の鞭打刑が科されます(第3条(4))。
 - ・ 正当防衛の場合を除き、他人生命、身体又は財産を傷つける目的で武器を使用した場合又は武器を使用しようとした場合には、死刑が科されます(第4条(1))。
 - ・ 正当防衛の場合を除き、特定犯罪を犯した際に武器を使用し又は使用しようとした場合には、他人の生命、身体、又は財産を傷つける目的がなくても死刑が科されます(第4条A)。
 - ・ 共犯者は共犯の相手方が武器を所持していることを知っていた場合に、武器を所持していた共犯者と同様、死刑が科されます(第5条)。
 - ・ 武器を密売した場合(武器を2個以上所持していた場合には、反証のない限り、密売のためとみなされます)には、死刑又は無期禁固及び6打以上の鞭打刑が科されます(第6条)。
 - ・ 特定犯罪を犯した際に模造銃等の模造武器を示した場合には、10年以下の禁固及び3打以上の鞭打刑が科されます(第8条)。
- (3) 適用事例
- ・ 強盗の際、拳銃を発射し2人に傷害を与えた(1人は右足首に負傷し、もう1人の負傷の部位は不明)事例で、被告人に対して死刑が科されました(Court of Appeal (以下“COA”とします) Criminal Appeal No. 7 of 1994)。
 - ・ 強盗の際、共犯者の1人が拳銃を使用したケースで、拳銃を持っていなかった被告人に対しても死刑が科されました(COA Criminal Appeal No. 10 of 1975)。

3 . 賭ゴルフは大丈夫？ Betting Act (Chapter 21)

Q： 仲間内でゴルフをやる際には、ちょっとした金額ですが賭をしています。何か問題はないでしょうか。

A： シンガポールは日本と同様に賭博行為を規制していますが、禁止されているのは賭博場での賭行為やノミ屋を通じての賭行為です。Betting Act で規制されています。ゴルフ場でのちょっとした賭行為は同法での規制を受けませんが、あまり多額の賭行為は控えた方が無難でしょう。

(1) 法律の内容

同法はライセンスなしでの賭博行為を規制する法律であり、全 23 条からなります。賭博場の開設や公共の場での賭事、賭博の胴元となることを禁止しています。但し、単に賭をすること自体は禁止されておらず、同法で禁止されている賭博場やノミ屋を通じての賭行為のみが刑罰の対象となります（第 5 条(1)）。賭事とされるのは競馬及びその他のレース、戦闘、ゲーム、スポーツ、競技に関する結果を含みます（第 2 条(1)）。

同法違反の強制捜査を行う際には基本的には令状が必要とされていますが、合理的な疑いが存在する場合には、警察官であればだれでも令状無しで逮捕し、逮捕者に関して証拠物を捜索することができますとされています（第 13 条）。

(2) 罰則（主なもの）

- ・ 賭博場のオーナーや賭博場の提供、援助、賭博場での掛け金の受領、賭博場の宣伝等を行った場合には、S\$20,000 以上 S\$200,000 以下の罰金及び 5 年以下の禁固が科されます（第 3 条(1)）。
- ・ 賭博場開設のために資金を提供した場合には S\$10,000 以上 S\$100,000 以下の罰金及び 5 年以下の禁固が科されます（第 4 条）。
- ・ 賭博場等やノミ屋を通じて賭をした場合には、S\$5,000 以下の罰金若しくは 6 ヶ月以下の禁固又はその両方が科されます（第 5 条(1)）。
- ・ 賭博場開帳者となったり、賭博場開帳者が刑事責任を逃れるのを支援した場合には、S\$20,000 以上 S\$200,000 以下の罰金及び 5 年以下の禁固が科されます（第 5 条(3)）。

(3) 適用事例

- ・ 電話で賭の受付をしていたケースで、賭博場の開帳者であると認定され、同法に基づいて処罰されました。被告人は電話で賭を受け付けた場合、賭博の場所は電話を架けてきた人の家であるから自分の家を賭博場として使用していなかったと抗弁しましたが、裁判所はこの主張を退け、被告人の家が賭博場であると認定しました（Magistrate's Appeal of 1997）。なお、電話を通じて賭に参加した場合にも賭博行為を行ったとして処罰の対象となります。

4. ハッカー対策は？ Computer Misuse Act (Chapter 50A)

Q： ハッカーに対してはどのような規制がされていますか？

A： コンピューターのハッキングに対してシンガポール政府は Computer Misuse Act を定めて厳しく対応しており、罰金刑と共に禁固刑が科せられる場合もあります。未成年であっても処罰の対象となりますので、遊び半分でのハッキングは厳禁です。

(1) 法律の内容

同法はコンピューター犯罪に関して規制する法律であり、全 15 条からなります。コンピューターシステムへの違法な侵入、コンピューターシステムの違法な変更、コンピューターサービスの違法な利用を犯罪として規制しています。これらについては未遂や教唆も同様に犯罪とされます。

コンピューター犯罪に対してはシンガポール政府は厳しく対応しており、仮に被疑者・被告人が未成年であっても実務上 2 ヶ月から 3 年の保護観察処分が言い渡されています。

同法はシンガポール国籍の有無に関わらず適用され、また犯罪地がシンガポール国外であってもシンガポール国内のコンピューターやプログラム、データに対してなされた場合には適用されます（第 8 条）。

同法違反の合理的疑いが存する場合には、警察官は令状なしで逮捕できるとされています（第 15 条）。

(2) 罰則（主なもの）

- ・ コンピュータープログラムやデータへ権限無くアクセスした場合やその内容を変更した場合、又はコンピューターサービスを権限なく使用又はこれに侵入した場合、S\$2,000 以下の罰金若しくは 2 年以下の禁固、又はその両方が科されます（第 3 条(1)、第 5 条(1)、第 6 条(1)）。
- ・ 権限ない侵入や変更、サービスの無断利用の結果、S\$10,000 以上の損害が生じた場合、S\$20,000 以下の罰金若しくは 5 年以下の禁固、又はその両方が科されます（第 3 条(2)、第 5 条(2)、第 6 条(2)）。
- ・ 同法規定の特定の犯罪（窃盗、詐欺、傷害等で禁固 2 年以上が科される犯罪）を犯す目的でコンピュータープログラムやデータへ権限なくアクセスした場合には、

500,000 以下の罰金若しくは 10 年以下の禁固、又はその両方が科されます(第 4 条(1)、(2))。

5 . 海賊版は違法です Copyright Act (Chapter 63)

Q : 当社が著作権を有するコンピューターソフトの海賊版が出回っています。海賊版の取締を規定する法律はありますか。

A : Copyright Act はコンピューターソフトを含む著作権を保護するとともに、著作権侵害物の輸入や販売を規制しています。違反者に対しては厳しい刑事罰を予定しています。

(1) 法律の内容

同法は著作権の定義、保護内容等を規定するとともに、著作権侵害物（模造、偽造商品）の所持を規制しています。偽造商品を販売のために所持していた場合には、厳しい刑事罰が科されます。

同法第5章以下に刑事罰の対象となる行為が規定されており、著作権侵害物の取引、販売目的での所持、取引目的での引渡等があります。また、著作権侵害物の取締に関しては、税関に対して広く捜索・押収権が認められています（第140条A~Q、第141条）。

(2) 罰則（主なもの）

- ・ 他人の著作権を侵害することを知りつつ、又は知り得るのに著作権を侵害する物品を製造、販売、輸入した場合、著作権を侵害する物品を販売目的で所持していた場合、各物品につき S\$10,000 以下か S\$100,000 のいずれか低い額の罰金若しくは5年以下の禁固、又はその両方が科されます（第136条(1)、(2)）。
- ・ 他人の著作物を侵害することを知りつつ、又は知り得るのに著作権を侵害する物品を取引目的で、又は他の目的であっても著作権に影響を与える限り、これを引渡した場合、S\$50,000 以下の罰金若しくは3年以下の禁固、又はその両方が科されます（第136条(3)）。
- ・ 違法コピーのソフトウェアの販売を宣伝した場合、S\$20,000 以下の罰金若しくは2年以下の禁固、又はその両方が科されます（第139条(1)）。

6. ナイフ類は持ち歩き厳禁 Corrosive and Explosive Substances and Offensive Weapons Act (Chapter65)

Q： ファッションの一環としてバタフライナイフを持ち歩いています。もちろんこれを使ったり、人前に出したりする訳ではありませんので、問題ないと思いますが。

A： 公共の場所で攻撃的な武器を所持すること自体、Corrosive and Explosive Substances and Offensive Weapons Act に違反します。バタフライナイフもこれに含まれますから、万一職務質問等で所持が見つければ同法違反として処罰される可能性があります。同法違反には鞭打刑を含む厳しい刑罰が予定されていますので、ナイフ等は不必要に携帯するべきではありません。

(1) 法律の内容

同法は腐食剤及び爆発物を他人を傷つける目的で所持すること、及び攻撃的な武器を公共の場で携帯することを規制する法律であり、全 12 条からなります。

腐食剤には硫酸、塩酸等の各種の酸、その他他人に傷害を与え得る物質を含みます。爆発物には爆弾等の原料となる爆発物質や、爆発物と共に使用する器具等を含みます（第 2 条）。

攻撃的な武器には他人に傷害を与え得る武器全てを含みます。そのうち、フリックナイフ等の飛び出しナイフ、いわゆるバタフライナイフ、チェーン、ナックル、隠しナイフ、ヌンチャク等は特に危険な武器として規定されています。

同法違反の合理的な疑いがある場合には、警察官は令状なしで何人に対しても停止を求め（車両を含みます）質問をし、身体検査や車内の捜索を行うことができ、また家屋に立入り、捜索を行うことができるとされています（第 9 条(1)、(2)）。

(2) 罰則（主なもの）

- ・ 同法で規制されている腐食剤又は爆発物を他人を傷つける目的で所持した場合、10 年以下の禁固及び 6 打以上の鞭打刑が科されます（第 3 条）。
- ・ 同法で規制されている腐食剤又は爆発物を他人を傷つける目的で使用した場合、無期禁固及び 6 打以上の鞭打刑が科されます（第 4 条）。
- ・ 攻撃的武器を公共の場で不法に携帯していた場合には、3 年以下の禁固及び 6 打以上の鞭打刑が科されます（第 6 条(1)）。

- ・ 同法に規定された特に危険な武器を違法な目的で携帯、製造、販売、貸与、譲渡等した場合には、5年以下の禁固及び6打以上の鞭打刑が科されます。再犯の場合には、2年以上8年以下の禁固及び6打以上の鞭打刑が科されます（第7条）。
- ・ 同法に違反して腐食剤又は爆発物を所持している者や、攻撃的武器を所持している者に、事情を知りつつ同行していた場合には、所持者と同様の刑が科されます（第5条、第8条）。

(3) 適用事例

- ・ 蟻酸を使用して被害者を死亡させたケースで、「『腐食剤』を使用して傷害を与えるつもりではなかった」という被告人の主張を退け、4人の共犯者全員に対して同法4条が適用され無期禁固及び6打以上の鞭打刑が科されました（COA Criminal Appeal No. 3 of 1988）。
- ・ 野菜運搬用の籠を運ぶための木製の棒を所持していた被告人が同法違反で起訴されましたが、適法な目的のために当該木製の棒を所持していたと認められ、無罪となりました（High Court（以下“HC”といひます）Criminal Revision No. 9 of 1993）。
- ・ 先の尖った長さ29インチの金属棒を所持していた被告人が同法違反で起訴され、第6条違反の有罪判決を受けました（量刑は不明）（HC Magistrate’s Appeal No. 221/94/01）。

7. ゴミのポイ捨ては高くつく Environmental Public Health Act (Chapter 95)

Q： シンガポールはゴミのポイ捨て等に対して厳しいと聞いていますが、具体的にはどのようなケースが問題になるのでしょうか。

A： ゴミのポイ捨てに関しては、Environmental Public Health Act が規制しており、例えば、食べ終わったお弁当の空き箱を道路などに捨てた場合や引っ越しのため要らなくなった家具を勝手に捨てた場合に同法が適用されることがあり、罰金もかなり高額となります。罰金以外にも、常習者に対しては裁判所は無償の奉仕活動をしよう命令することができると規定されています。

(1) 法律の内容

同法は公衆衛生、環境に関して規制を行う法律であり、その中でゴミのポイ捨て等を規制しています。全 112 条からなります。通常の旅行者や駐在員に対して適用される可能性があるのは、このうち第 17 条から 21 条の”Offences in respect of Uncleanliness in Public Places”の部分です。

同法 17 条(1)は、

- (a) ゴミ等の不要物を公共の場に捨てること
- (b) ゴミ等の不要物が公共の場に運ばれるままにすること
- (c) 公共の場で洗濯物を干したり食品を干したりすること
- (d) 公共の場に廃液や動物の体液等を流すこと
- (e) 埃や紙屑、砂等を風等で公共の場所まで飛ばされるままにすること
- (f) 飲料缶、ボトルやテイクアウト用の容器などを公共の場に捨てること
- (g) 唾などを公共の場所の吐き捨てること
- (h) 登録抹消になった自動車等や不要となった家具等を放置することを禁止しています。

上記の他、河川や海等にゴミを捨てることは禁止されています（第 17 条(2)）。

ビルや家屋の建築、改装中には公共の衛生や安全のために必要な手段を講じなければならないとされています（第 18 条）。

公共の場所に有毒な液体、泥、砂、土、石、藁屑等を捨ててはならないとされており、（第 19 条(1)）、これらが運搬中の車両から落ちた場合には、反証のない限り車両の運転手か所有者が刑事責任を負うこととなります（第 19 条(3)）。

車から公共の場所にゴミを投げ捨てたり、公共の場所にゴミを捨てるために車を使用した場合には同法により刑事罰の対象となり（第 20 条(1)）、これに使用された車は没収の対象となります（第 20 条(2)）。

同法に違反した場合、警察その他権限のある職員は令状なしに違反者を逮捕することができます（第 21 条(1)）。

(2) 罰則（主なもの）

- ・ 車からの投棄、又は車を投棄目的に使用した場合には、S\$50,000 以下の罰金若しくは 12 ヶ月以下の禁固、又はその両方が科されます。同様の前科がある場合には、S\$100,000 以下の罰金及び 12 ヶ月以下の禁固が科されます（第 21 条(1)(a)）。
- ・ 車や家具等を放置した場合には、S\$5,000 以下の罰金が科されます。同様の前科がある場合には S\$10,000 以下の罰金若しくは 3 ヶ月以下の禁固、又はその両方が科されます（第 21 条(1)(b)）。
- ・ その他の本条違反に対しては、初犯の場合には S\$1,000 の罰金、2 度目の場合には S\$2,000 の罰金、3 度目以降は S\$5,000 の罰金が科されます（第 21 条(1)(c)）。
- ・ 裁判所が適当と判断する場合、同法 17 条又は 19 条に繰り返し違反した者で 16 歳以上の者に対しては、矯正労働命令（Corrective Work Order）が科される場合があります（第 21 条 A）。CWO は違反者に対し無償で公共の場所等を掃除するよう命ずるもので、一日 3 時間以内、総時間 12 時間を超えない範囲で裁判所が決定します（第 21 条 B）。
- ・ CWO に従わなかった場合、S\$5,000 以下の罰金又は 2 ヶ月以内の禁固が科されます（第 21 条 C）。

(3) 適用事例

- ・ 第一審において、車から公共の場所にゴミを投棄したとして S\$800 の罰金が科され、使用された車両が没収されましたが、控訴審では投棄場所が公共の場所か否かが争われ、公共の場所ではないとの認定の上、車両の没収については取消されました（Toh Teong Seng v Public Prosecutor, Criminal Appeal 1995）。
- ・ たばこの吸い殻を道路脇の排水溝に投げ捨てた被告人に対して、同法 18 条(2)違反として S\$300 の罰金が科され、されに被告人が過去にもタバコのポイ捨てをしていたことから矯正労働命令も出されました（HC Magistrate's Appeal No. 230 of 1996）。同判例により、矯正労働命令を出すためには、被告人が過去に同法違反で有罪判決を受けている必要はなく、同法違反行為を過去に行っていたことが立証されれば裁判所の裁量により可能であると確認されました。

8 . 没収だけでは済まない？ Films Act (Chapter 107)

Q： シンガポールに引越してきた際、ビデオやCDに関して検閲を受けなければならないから内容を申告するように言われました。業者ではない旅行者や駐在員の場合でもこのような検閲を受ける必要があるのでしょうか。万一猥褻ビデオ等を持ち込んだ場合にはどのような問題が発生するのでしょうか。

A： Films Act ではシンガポールに持ち込まれる全てのビデオ、CDといったフィルム類は Board of Films Censors による検閲を受けなければならないとされ、外国人であっても旅行者であっても例外ではありません。猥褻ビデオ等の持ち込みに対しては、所持の目的に拘わらず罰金刑が科せられてしまいます。勿論、販売目的で持ち込んだ場合には、重い罰金刑や禁固刑が科せられます。

(1) 法律の内容

同法は映画、CD、ビデオ、CD-ROM 等の所持、輸入、作成、販売、上映等を規制する法律であり、全 41 条からなります。出版物に関しては「Undesirable Publications Act」で規制されています。同法では猥褻な内容の映画、ビデオ等の他、政治的内容の映画、ビデオ等の内容に関しても規制されています。

シンガポール国内に持ち込まれる全てのフィルム等は、Board of Films Censors に提出され、その検閲を受けなければなりません。このための費用等はすべて所有者が負担します（第 14 条(1)）。

同法上、猥褻と判断されたビデオやCD等を所持、頒布、販売、広告等した場合には全て刑事罰の対象となります（第 29、30、31 条）。所持に関してはビデオやCDが猥褻物に該当することを知らなくても刑事責任を負うとされています（知りながら所持した場合にはさらに厳しい刑事罰が科せられます）。従って、旅行者がシンガポール国内に猥褻物ではないと考えてビデオを持ち込んだ場合であっても、Board of Films Censors が猥褻であると判断した場合には同法に基づき処罰される可能性があることとなります。また、猥褻物を所持、頒布、販売等したのが未成年の場合、その親権者・監護権者もまた刑事責任を負うとされています（第 32 条）。

(2) 罰則（主なもの）

- ・ 有効な証明書等を有せずにフィルム等を所持した場合には、フィルム各 1 本につき S\$100 以下の罰金（但し総額 S\$20,000 を超えない）これを上映、販売又はダビングした場合には、各 1 本につき S\$500 以下の罰金（但し総額 S\$40,000 を超えない）

- い) 又は6ヶ月以下の禁固が科されます(第21条(1))。
- ・ 猥褻なフィルムであることを知りつつこれを作成又はダビングした場合には、S\$20,000以上S\$40,000以下の罰金若しくは2年以下の禁固、又はその両方が科されます(第29条(1)(a))。前科がある場合には、S\$40,000以上S\$100,000以下の罰金若しくは2年以下の禁固、又はその両方が科されます(第29条(1)(b))。
 - ・ 猥褻なフィルムであることを知りつつこれを輸入した場合には、フィルム各1本につきS\$1,000以下の罰金(但し総額S\$40,000を超えない)若しくは12ヶ月以下の禁固、又はその両方、前科がある場合には各1本につきS\$2,000以下の罰金(但し総額S\$100,000を超えない)若しくは2年以下の禁固、又はその両方が科されます(第29条(2)(a)(b))。
 - ・ 猥褻なフィルムであることを知りつつこれを販売、又は販売目的で所持していた場合には、フィルム1本につきS\$2,000以下の罰金(但し総額S\$80,000を超えない)若しくは2年以下の禁固、又はその両方、前科がある場合には各1本につきS\$4,000以下の罰金(但し総額S\$100,000を超えない)若しくは2年以下の禁固、又はその両方が科されます(第29条(3)(a)(b))。
 - ・ 猥褻なフィルムを所持していた場合には(それが猥褻なフィルムに該当することを知らなくても)、フィルム各1本につきS\$500以下の罰金(但し総額S\$20,000を超えない)若しくは6ヶ月以下の禁固、又はその両方が科されます(第30条(1))。
 - ・ 猥褻なフィルムであることを知りつつこれを所持した場合には、各フィルム1本につきS\$1,000以下の罰金(但し総額S\$40,000を超えない)若しくは12ヶ月未満の禁固、又はその両方、前科がある場合には各1本につきS\$2,000以下の罰金(但し総額S\$80,000を超えない)若しくは2年以下の禁固、又はその両方が科されます(第30条(2)(a)(b))。
 - ・ 未成年者が猥褻物の制作、販売、販売目的所持、所持、広告等を行った場合には、その監護権を有する者(通常は親)もS\$20,000以上S\$80,000以下の罰金若しくは12ヶ月以下の禁固、又はその両方、前科がある場合にはS\$20,000以上S\$100,000以下の罰金若しくは2年以下の禁固、又はその両方が科されます(第32条(1))。

(3) 適用事例

- ・ 未検閲の414本のビデオテープ(フィルムとしては127本。内14本が猥褻ビデオ)を所持していた被告人に対して、フィルム1本につきS\$100、計S\$12,700、猥褻フィルム1本につきS\$500、計S\$7,000の罰金が科されました(HC Magistrate's Appeal No. 37/91/01)。

9 . ビザの取得は適切に Immigration Act (Chapter 133)

Q : 技術指導のため、時々技術者を日本から呼んでいます、1週間程度の短期間であるため、特段就労ビザは取らずに観光ビザで済ませています。

A : 短期間であっても、シンガポールで就労する場合には、そのための Employment Pass を取得する必要があります。これに違反した場合には、Immigration Act に違反したことになり、再入国が拒絶される場合がある他、罰金刑や禁固刑が科せられる可能性があります。滞在期間の長短に関わらず、適切なビザを取得する必要があります。

(1) 法律の内容

同法はシンガポールの出入国管理に関して規定するとともに、同法に違反した滞在、違反者の雇用等を規制する法律であり、全 62 条からなります。

同法では、第 8 条及び 9 条でシンガポールへの入国が拒絶される場合を規定しており、他国で犯罪を犯した者や売春・物乞の目的での入国、有効なパスポートを所持していない者の入国等は拒絶されます。

同法上、シンガポールに違法に入国しようとした場合、同法に違反する出入国を幫助した場合、同法に違反する者に対して住居を提供した場合、不法入国者、不法滞在者を雇用した場合、虚偽の申告をした場合等は、刑事罰が科されるとされています（第 57 条）。特に不法滞在者を雇用したり違法滞在者に住居を提供した場合、厳しい刑事罰が科されます。また、組織的に不法入国等を手引きした場合には、鞭打刑を含む厳しい刑罰が科されます。

同法は外国籍者を雇用しようとする者や住居を提供しようとする場合には、その者のパスポート及び Employment Pass の有無を確認しなければならないと規定しています。また、外国籍の従業員を雇用する場合に、当該従業員が同法の違反者でないことを確認しなければならないと規定しています。特に建築現場の事業所を有する者は当該事業所に不法滞在者が出入りしないよう注意しなければならないと、万一不法滞在者が当該事業所で発見された場合には、反証ない限り、事業所を有する者はこれに対する刑事責任を負うとされています（第 57 条(1)E）。

また、シンガポール政府は入国に際して妊娠中であるか否かの申告を要求しております。妊娠中の場合には、出産予定日や出生予定の子が日本国籍（又は他の国籍）を有す

る子であることの Certification の提出を義務づけております。

Q : シンガポールで出産した場合、その子のビザは？

A : 特別のパスが、出産した時点で発行されます。但し、出産後 42 日の有効期限しかありません。延長手続きをとれば、引き続き有効です。

2005年1月15日当日及びその日以降に、シンガポールで生まれた、シンガポールの国籍のない乳児は、特別パスが発行されていて、従って、シンガポールに居住することが出来るようになりました(第6条A)

この特別パスは、乳児が生まれてから42日間をもって有効期限とするとなっておりますが、担当官の裁量によって、延長することが出来ます。

但し、延長が認められず、滞在しますと S\$2,000 の罰金、もしくは6カ月以内の禁固もしくはその両方が科せられます。

(2) 罰則(主なもの)

- ・ 第9条(1)の入国拒絶事由に該当する場合に入国・滞在した場合、2年以上4年以下の禁固及び S\$6,000 以下の罰金となります。
- ・ 不法入国をした場合、2年以下の禁固及び S\$4,000 以下の罰金が科されます(第57条(1)(i))。
- ・ 不法滞在者に対して住居を提供した場合や、不法滞在者を雇用した場合には、6ヶ月以上2年以下の禁固及び S\$6,000 以下の罰金が科されます(第57条(1)(ii))。
- ・ 虚偽の申告をした場合には、S\$4,000 以下の罰金若しくは1年以下の禁固、又はその両方が科されます(第57条(1)(vi))。
- ・ 不法滞在者を雇用したのが会社である場合、取締役が同意を与えていた場合には、当該取締役に対しても同様の刑罰が科されます(第57条(2))。
- ・ 不法滞在者を雇用して事業を行う者に対し、事情を知りつつ不動産を提供、貸与等した場合には、6ヶ月以上2年以下の禁固及び S\$6,000 以下の罰金が科されます(第57条(1)ii)。
- ・ 建築現場の事業所内で不法滞在者が発見された場合、管理に遺漏ない等の反証がない限り、当該事業所の管理者に対して、事業所各一カ所につき S\$15,000 以上 S\$30,000 以下の罰金若しくは1年以下の禁固、又はその両方が科され、前科がある場合には、S\$30,000 以上 S\$60,000 以下の罰金若しくは2年以下の禁固、又はその両方が科されます(第57条A)。
- ・ 航空機によるシンガポール入国の際、入国審査官からの質問に正しく答えなければ、S\$4,000 の罰金、もしくは12ヶ月間の禁固、もしくはその両方の刑が科せられます。

10. まるで校則？ Miscellaneous Offences (Public Order and Nuisance) Act (Chapter 184)

Q： シンガポールでは道路に唾を吐くと罰金と聞きましたが、本当でしょうか？自分の家の中なのに、ベランダで裸になっていたら罰金刑を受けたというニュースもありました。どのような行為が禁止されているのでしょうか。

A： Miscellaneous Offences Act では、様々な迷惑行為を規制しています。質問にあった唾を吐く行為も同法により禁止されていますし、公共の場所から見える場所で裸になることも同法により禁止されています。その他、同法はペットの飼い方、落書きの禁止、道路上で泥酔していた場合等、日常の細かい行為について規制し、違反者に対して罰金刑や禁固刑を科しています。日本で許されている行為であっても同法により禁止されている場合がありますので旅行者等は要注意です。

(1) 法律の内容

同法は公の秩序に反する行為、迷惑行為、財産に対する侵害行為等を規制する法律であり、全 40 条からなります。同法は極めて多岐かつ詳細な行為に関してまで刑事罰の対象として規制しており、その中には日本においては軽犯罪法上の犯罪にすらならないものもありますので、日本の習慣に慣れた日本人には注意が必要です。

公の秩序に反する行為

同法は、公の秩序に反する行為として、所轄大臣の定めた規制・条件に従わずに集会、デモを行った場合（第 5 条）、公共の場所で物を燃やしたり花火を上げる等した場合（第 6 条）、人等に飛びかかる性癖のある飼い犬が人や車に飛びかかった場合（第 8 条）、どう猛な飼い犬に口輪をしていない場合（第 9 条）、飼い犬が他人を咬んだ場合（第 10 条）について刑事罰の対象としています。

特に動物に関連して、動物が他人が所有する又は公共の樹木、草花、フェンス等を損壊等した場合、家畜を公共の道路や他人又は国有の土地や道路上に繋いだり放牧したりした場合、家畜を公共の道路やその近辺に放置した場合について刑事罰の対象としています（第 12 条）。

また、迷惑行為として、第 11 条で

- (a) 公共の建物や私有建物の壁、フェンスに許可又は同意なく広告を貼付したり、落書きをしたりした場合
- (b) 公共の道路や公共の水槽、水路、河川等で入浴し、又は家畜等を洗った場合

- (c) 他人の入浴場所に侵入し、又は当該入浴場所や近接した場所で動物を洗う等により他人が入浴するのを妨害したり迷惑をかけた場合
- (d) 動物の飼い主が、動物が死亡した場合に公共の迷惑とならないよう死骸を処理しない場合
- (e) 公共の道路やその近辺に動物の死骸を放置した場合
- (f) 喫茶店、市場、レストラン、学校、劇場その他の公共の建物、若しくはバス、鉄道その他公共の輸送機関の中で、又は埠頭、防波堤、公共の道路、歩道その他公共の場所で唾を吐いた場合
- (g) 口輪を付けていないどう猛な犬その他の動物を他人にけしかける等した場合。

上記の他、公共の道路上で行った場合に刑事罰の対象となるものに以下のものがあります（第 13 条）。

- (a) 交通の障害となるよう公共の道路上に石、レンガ、その他の物を置いた場合
- (b) 車両から落ちた物品を公共の道路上に放置した場合
- (c) 公共の道路上に交通の障害となるような物を必要以上に長時間に亘り置いた場合
- (d) 交通の障害となるよう自転車、三輪車、荷車等を公共の道路上に置いた場合
- (e) 凧を飛ばしたり、ゲームをしたり、その他公共の道路における交通の障害や電話線の使用の妨げとなるような行為をした場合
- (f) 一部でも路面上から 2.5m 以下となるような目隠し、カバー、日よけを公共の道路にかかる形で、又は公共の道路に沿って設置した場合

公共の場又は私的な場で故意に(a)脅迫、罵倒、侮辱する言葉や行動により、又は(b)脅迫、罵倒、侮辱する文章やサイン等、目に見える形で表現したものを示して他人を困惑、畏怖させ、苦痛を与えた場合を刑事罰の対象としています（第 13 条 A）。同様の行為は故意なく行った場合であっても（第 13 条 B）、また、被害者に被害を被るのではないかと畏怖させようとして同様の行為を行った場合も（被害者が加害者の行為により畏怖しなかったとしても）刑事罰の対象となります（第 13 条 C）。

公共の場又は私的な場で公務員に対し、公務の執行に関して(a)脅迫、罵倒、侮辱する言葉や行動、又は(b)脅迫、罵倒、侮辱する文章やサイン等、目に見える形で表現したものを示して他人を困惑、畏怖させ苦痛を与えた場合を刑事罰の対象としています（第 13 条 D）。

他人の居宅の付近や公共の道路上で他人に迷惑がかかるような音量で楽器を演奏し、又はその他のもので騒音をたてた場合、刑事罰の対象となり（第 14 条(1)）、警察官はこれを止めさせるために如何なる場所にも立入り、これらの騒音を止めさせる権限を有

しています（第 14 条(2)）。

他人を困惑、畏怖させ、又は苦痛を与える等の目的で救急車を呼んだり警察に電話をかける等の緊急の電話をかけた場合、又はこれらの緊急の電話に対応した者に対して猥褻・下品なことを言った場合、これらの行為を公衆電話で行った場合についてそれぞれ厳しい刑事罰が科されます（第 14 条 A）。

その他、水路に無断でボートを係留した場合、埋葬許可を得ずに死体を放置・埋葬した場合を「公の秩序に反する行為」として刑事罰の対象とします（第 16、17 条）。

その他の禁止行為

同法ではその他の禁止行為として様々な行為について刑事罰の対象としています。

公共の道路や公共の場所、行楽地、又は裁判所、役所、警察署、礼拝所の付近で泥酔状態で発見された場合（第 18 条）、騒動を起こしたり、猥褻な行為をした場合（第 20 条）、それぞれ刑事罰の対象となります。

許可なしに政府の土地や建物に侵入した場合、侵入により損害が生じない場合であっても刑事罰の対象とされます（第 21 条）。但し、故意犯のみを対象としますので、過失により侵入した場合は除かれます。

その他、許可又は適法な目的なしに攻撃的な武器を所持し、犯罪を犯す目的で覆面等をし、住居侵入の目的で武器・道具等を所持した場合（第 22 条）、許可なく公共の病院に酒、薬その他の製剤を病院に持ち込んだ場合（第 23 条）を刑事罰の対象としています。

VAGRANCY（浮浪罪）

同法では VAGRANCY として、売春、公然猥褻等を禁止しています。

売春行為、浮浪行為の他、いわゆる露出狂的の行為も犯罪として禁止されています（第 27 条）。また、公共の場や公共の場所から見える私有地において裸体（裸体に近い場合も含まれます）になった場合も刑事罰の対象となります（第 27 条 A）。

TOUTING（押売の禁止）

同法では TOUTING として公共の場所や行楽地、公共の道路上にある車両に対して迷惑がかかる形で勧誘行為を行った場合（第 32 条）、役所の中や役所の近辺で業務

に関連するサービスの勧誘を行った場合（第 33 条）を刑事罰の対象としています。

FRAUDULENT POSSESSION OF PROPERTY（贓物罪）

同法では FRAUDULENT POSSESSION OF PROPERTY として盗品等の所持、携帯を禁止しています（第 35 条）。

(2) 罰則（主なもの）

- ・ 所轄大臣の定めた規制・条件に反して集会、デモを行った場合、集会、デモの主催者については S\$10,000 以下の罰金若しくは 6 ヶ月以下の禁固、又はその両方、参加者については S\$1,000 以下の罰金が科されます（第 5 条(4)）。
- ・ 公共の迷惑や危険を及ぼすような物品を燃やした場合、公共の道路の近辺で故意又は過失により花火又はエアガンを発射した場合、投石等をした場合、ロケット等を飛ばした場合には、S\$1,000 以下の罰金が科されます（第 6 条(1)）。
- ・ 人等に飛びかかる性癖のある飼い犬が人や車に飛びかかった場合、飼い主に対して S\$1,000 以下の罰金が科されます（第 8 条）。
- ・ どう猛な飼い犬に口輪をしていない場合、飼い主に対して S\$5,000 以下の罰金が科され、その犬が人を咬んだり、咬もうとした場合には、裁判所は屠殺命令を出すことができます（第 9 条）。
- ・ 飼い犬が他人を咬んだ場合、飼い主に対して S\$5,000 以下の罰金が科され、被害者に対して S\$2,000 以下の慰謝料の支払いが必要となります（第 10 条）。
- ・ 同法第 11 条規定の各迷惑行為を行った場合、S\$1,000 以下の罰金が科されます。
- ・ 飼っている動物や家畜を他人の土地や公共の道路上に放置、放牧等した場合、S\$1,000 以下の罰金が科されます（第 12 条(1)）。
- ・ 第 13 条で公共の道路上で行うことを禁止されている行為をした場合、S\$5,000 以下の罰金が科されます（第 13 条(1)）。
- ・ 他人を故意に侮辱等して畏怖・困惑させ、苦痛を与えた場合、S\$5,000 以下の罰金（第 13 条 A(1)）故意でない場合、又は被害者を畏怖させる目的の場合には S\$2,000 以下の罰金が科されます（第 13 条 B(1)、第 13 条 C）。
- ・ 公務員に対してその公務の執行に関し侮辱等して畏怖・困惑させ、苦痛を与えた場合、S\$5,000 以下の罰金が科されます（第 13 条 D(1)）。
- ・ 他人の居宅の付近や公共の道路上で他人に迷惑がかかるような音量で楽器を演奏し、又はその他のもので騒音をたてた場合、S\$1,000 以下の罰金が科されます（第 14 条(1)）。
- ・ 他人を困惑、畏怖させ、又は苦痛を与える等の目的で緊急の電話をかけた場合、S\$5,000 以下の罰金若しくは 1 年以下の禁固、又はその両方、これらの緊急の電話に対応した者に対して猥褻・下品なことを言った場合、S\$10,000 以下の罰金若し

くは3年以下の禁固、又はその両方、これらの行為を公衆電話で行った場合、前者はS\$10,000以下の罰金若しくは2年以下の禁固、又はその両方、後者はS\$20,000以下の罰金若しくは5年以下の禁固、又はその両方が科されます(第14条A)。

- ・ 公共の場所等で泥酔状態で発見された場合(第18条)、又は騒動を起こしたり、猥褻な行為をした場合(第20条)、S\$1,000以下の罰金又は1ヶ月以下の禁固が科されます。同様の前科がある場合には、前者の場合 S\$2,000 以下の罰金若しくは3ヶ月以下の禁固、後者の場合、S\$2,000 以下の罰金又は6ヶ月以下の禁固が科されます。
- ・ 許可なしに政府の土地や建物に侵入した場合、S\$1,000 以下の罰金が科されます(第21条)。
- ・ 売春行為、浮浪行為の他、いわゆる露出狂的の行為を行った場合(第27条)、公共の場や私有地であっても公共の場所から見える場所において裸体になった場合(第27条A)、S\$2,000 以下の罰金若しくは3ヶ月以下の禁固、又はその両方が科されます。

(3) 適用事例

- ・ 公務員に対して暴言を吐いた後、公務員が持っていたペンを奪おうとした行為が同法規定の公務員に対する暴行であるとして同法違反に問われた被告人につき、同法違反となる程度の暴行は、単なる「暴行」ではなく、ある程度以上の暴行でなければならないとして、被告人の行為は同法違反ではないとしたケースがあります(HC Magistrate's Appeal No. 73 of 1996)。

1 1 . マリファナ 500 グラム = 死刑！ Misuse of Drugs Act (Chapter 185)

Q： シンガポールは麻薬等の所持や使用に対して大変厳しいと聞いています。旅行者であってもこのような法律の適用を受けるのでしょうか。麻薬が合法化されている場所からシンガポールに入国した場合でも同様でしょうか。

A： シンガポール政府は麻薬等の薬物に対して大変厳しく対応しており、外国人や旅行者であっても例外ではありません。海外で場所によって合法化されている大麻等を使用しシンガポールに入国する場合、使用に関しては処罰の対象になりませんが、所持に関しては Misuse of Drugs Act の適用を受け、厳しく処罰されます。シンガポールに入国する際には麻薬等の所持は厳禁です。

(1) 法律の内容

同法は、人体に有害な薬物等を規制する法律であり、全 59 条からなります。良く知られている通り、シンガポールは麻薬等の薬物を大変厳しく取締っており、旅行者や駐在員であれ例外ではありません。国内での購入、使用はもちろん、海外で購入したものの持込みは絶対に避けなければなりません。また、R P の所持者はシンガポール国籍者と同様、海外での使用も国内で使用した場合と同様とみなされ、処罰の対象となりますので、注意が必要です。

同法で規制されている薬物の取引、製造、輸入、所持、使用、薬物使用のための器具の所持は全て刑事罰の対象となります。また、前述の通り、シンガポール国外で使用した場合であっても、シンガポール国民又は PR 所持者の場合には刑事罰の対象となります。

合理的疑いのある場合、これらの捜査の為、警察官等の権限ある者は令状なしで家屋への立入、搜索、差押、逮捕、身体検査等ができることとされています（第 24 条、25 条）。

同法違反に対する罰則は、同法に別表として薬物の種類、所持の量等に従い詳しく規定されています（第 33 条）。

(2) 罰則（主なもの）

- ・ コカイン、覚醒剤、阿片等を含む薬物の取引をした場合、同法上他に規定ある場合を除き 5 年以上 20 年以下の禁固及び 5 打以上 15 打以下の鞭打刑が科されます。
- ・ 純粋なモルヒネが 20g 以上 30g 未満、アヘンが 10g 以上 15g 未満含まれている薬物を取引した場合、無期又は 20 年以上 30 年以下の禁固及び 15 打の鞭打刑、それ

以上が含まれる場合は死刑が科されます。

- ・ 大麻 330g 以上 500g 未満を所持した場合には、無期又は 20 年以上 30 年以下の禁固及び 15 打の鞭打刑、それ以上の所持の場合には死刑が科されます。
- ・ 規制薬物を所持、使用した場合、10 年以下の禁固若しくは S\$20,000 以下の罰金、又はその両方が科されます。再犯の場合には 2 年以上の禁固となります。

(3) 適用事例

- ・ 香港国籍の女性が、冬用ジャケットにモルヒネを 4,103.7g を含む薬物を隠してシンガポールに入国しようとし、税関で発見されて起訴されたケースで、当該薬物が大麻であると思っていたとの被告人の抗弁を退け、モルヒネを含む薬物の輸入違反の罪（第 7 条）に基づき有罪とされました。量刑は不明ですが、同法 33 条によると、モルヒネ 15g 以上を含む薬物を輸入した場合は死刑が科されるため、本ケースでも死刑が科されたものと思われます（COA Criminal Appeal No. 64 of 1993）。
- ・ Ecstasy Pill(幻覚症状を起すピル)を Central Narcotics Bureau (“CNB”)-中央麻薬取締局-のおとり捜査官にインターネット上で売りつけようとして逮捕されました。裁判では、5 年間の禁固と、ムチ打ち 5 回の刑を言い渡しました。被告はこれを不服とし、上告しました。
理由は、“MDA” (Misuse of Drugs Act (Chapter 185, 2001 年改正)の “不正取引” にはあたらないし、“MDA”で述べている “所有” にも当たらないと主張しましたが、却下されました（Ong Chin Keat Jeffrey v Public Prosecutor (2004)）。

1 2 . 自分の家の木でも切ってはいけない Parks and Trees Act (Chapter 216)

Q : 工場の周りに木を植えるよう政府から通知が来ました。従わなくてはいけないものなのでしょうか？

A : シンガポール政府は島内の緑を保護するため、Parks and Trees Act を定めています。同法では政府が土地を使っている人に対して一定の植樹を命ずることができるとしています。その他、同法は私有地内であっても樹木保全地区の樹木の伐採を許可制としていますし、公園や空地に無断で駐車することも禁じていますので注意が必要です。

(1) 法律の内容

同法は公園・庭園の開発・保護及び樹木・植物の保護・育成に関して規定した法律であり、全 28 条からなります。同法では樹木保全地区にある幹周り 1 m 以上の樹木を切る場合には、Commissioner of Parks and Recreation (以下「Commissioner」とします)の許可が必要としており(第 5 条)、Commissioner はそのための測量を土地の占有者に命ずることができるとしています(第 6 条)。

また、Commissioner は空き地等に一定の樹木を植えるよう土地占有者に命ずることができるとしており(第 8 条(1))、交通の妨げになる樹木を処理するよう命ずることもできます(第 11 条(1))。

公園や空き地など、Commissioner により管理されている土地の道端や土地上に無断で車両を駐車した場合、刑事罰の対象とされ罰金が科されます(第 13 条(1))。

新しくビルなどを建築する際には、認可された計画通りに植樹しなければならないとされており、計画通りの植樹がされていない場合には Commissioner は植樹のやり直しや追加を命ずることができるとしています(第 15 条)。

(2) 罰則(主なもの)

- ・ 樹木保全地区内の幹周り 1 m 以上の樹木を無断で切った場合、Commissioner の測量命令に従わなかった場合、S\$10,000 以下の罰金が科せられます(第 5 条(3)、第 6 条(2))。
- ・ Commissioner の植樹命令、除去命令に従わなかった場合、S\$10,000 以下の罰金が科せられます(第 8 条(2)、第 11 条(2))。
- ・ 公園等に無断駐車した場合、S\$5,000 以下の罰金が科せられます(第 13 条(1))。

- ・ 認可通りの植樹を行わない場合、植樹のやり直し命令に従わない場合には、
S\$10,000 以下の罰金が科せられ、その後も違反状態が続く場合には一日あたり
S\$100 の罰金が追加されます（第 15 条(5)）。

1 3 . シンガポールの刑法 The Penal Code (Chapter 224)

Q : シンガポールでは万引きでもすぐ禁固刑と聞きましたが本当ですか？

A : The Penal Code は日本の刑法のようなものですが、日本に比べて格段に重い刑罰が予定されているものや、日本においては犯罪とならない行為（例えば同性愛など）を犯罪として定めている場合もあります。万引行為は禁固刑及び罰金刑が予定されていますので、初犯であれば罰金刑となることが多い日本に比べて、重い刑罰が科せられることとなります。

(1) 法律の内容

同法は、日本の刑法と同様、一般的に刑罰の対象となる行為を規定する法律であり、全 511 条からなります。窃盗や殺人等日本で犯罪とされるものはほぼ同法で網羅されています。

シンガポール特有のものとして、同法は武器（火炎や薬品も含まれます）による傷害に対して厳しい刑罰を科しており（第 324 条、第 326 条）また、暴行その他刑法違反の行為により他人の品性を侮辱した場合、厳しい刑事罰の対象としています（特に女性の局部を含む場合には、通常 9 ヶ月から 1 年間の禁固及び鞭打刑が科されます）（第 354 条、第 354A 条）。また、不自然な性行為も刑事罰の対象となっており（第 377 条、第 377 条 A）、同性愛やオーラルセックス（但し、異性間で前戯として行われる場合は除かれます）もこれに含まれます。万引きは単純な窃盗とは別に規制されており（第 380 条）、単純窃盗よりも厳しい刑罰が科されます（第 379 条）。

(2) 罰則（主なもの）

- 武器により人を傷害した場合、5 年以下の禁固が科されるとともに、鞭打 / 罰金が科される場合があります（第 324 条）。これにより重大な結果を生じた場合には、無期又は 10 年以下の禁固及び罰金 / 鞭打刑が科されます（第 326 条）。
- 暴行等により他人の品性を侮辱した場合、2 年以下の禁固、罰金、若しくは鞭打、又はこれらの 2 以上が科されます（第 354 条）。被害者が死傷したり、被害者に死傷の危険を感じさせた場合には、2 年以上 10 年以下の禁固及び鞭打刑が科されます（第 354 条 A）。
- 不自然な性行為を行った場合、無期又は 10 年以下の禁固及び罰金が科されます（第 377 条）。また、男娼の斡旋をした場合、2 年以下の禁固が科されます（第 377 条 A）。
- 人の住居や商店において窃盗を行った場合、7 年以下の禁固及び罰金が科されます

(第 380 条)

- ・ 被雇用者の身分である者が、雇用者の所有する物を盗んだ場合、7 年以内の禁固刑及び、罰金刑に処せられます (第 381 条)。企業内で、被雇用者による盗みが発生した場合、この刑が適用されます。

(3) 適用事例

- ・ 19 歳の未成年の少女に対して甘言を弄してオーラルセックスをさせたケースが同法第 377 条違反とされました (Public Prosecutor v Kwan Kwong Weng 1997)。

Q: レイプ (強姦) については?

A: シンガポール法は、レイプに厳しい罰則を規定しています。

- ・ 強姦を行ったと認められる場合は、下記の 5 項目の行為を指します。
 - 女性に同意なく行う。
 - 女性の同意なく行う。
 - 女性の同意を、女性に死であるとか、傷害の恐怖を与えた上で得た同意のもとに行う。
 - 男性が女性の夫でないことを男性が認識した上で、女性の同意を得て行う。
 - 女性から同意を得た、得なかったにかかわらず、14 歳以下の女性と行う (第 375 条)。
- ・ 自分の妻であっても、妻の年齢が 13 歳以下であれば、強姦になります。
- ・ 女性の品位を傷つける言動ある場合、1 年間の禁固刑、もしくは罰金、もしくはその両方の刑に服さなければなりません。
この場合の言動の中には、言葉で表記したり、音を発したり、物をみせびらかしたりする事も含まれます。
- ・ 罰則
強姦を犯しますと、20 年を越える禁固刑の他に、罰金もしくはムチ打ち刑に処せられます (第 376 条)。

1 4 . 飲酒運転は御法度 Road Traffic Act (Chapter 276)

Q： シンガポールで飲酒運転で捕まった場合、どのような手続きになるのでしょうか。

A： 飲酒運転は Road Traffic Act により違法行為として禁止されています。日本と同様、風船などによる飲酒テストが行われ、一定量以上のアルコールが検出されれば飲酒運転として処罰されます。2 度目以降は禁固刑を含む厳しい刑罰が待っていますので、「飲んだら乗るな」はシンガポールでも守る必要があります。

(1) 法律の内容

同法は、交通規則及び車両の使用に関して規制する法律であり、全 145 条からなります。旅行者や在星駐在員が気を付けるべき部分は、第 4 章以下の「GENERAL PROVISIONS RELATING TO ROAD TRAFFIC」です。

スピード違反（第 63 条）、無謀・危険な運転（第 64 条）、不注意運転（第 65 条）はいずれも刑事罰の対象となります。無謀・危険運転による死亡事故は厳しい刑罰が科されますし（第 66 条）、飲酒運転に対する罰則も厳しく、特に再犯者については罰金及び禁固刑が科されるとされている上（第 67 条）、仮に運転していなくても酒気を帯びた状態で車中にいた場合も刑事罰の対象とされますので注意が必要です（第 68 条）。

2 度以上の交通違反の前科がある者がさらにスピード違反や無謀・危険運転、不注意運転、飲酒運転等を行った場合、裁判所は規定された刑罰の 3 倍を超えない範囲で刑罰を重科することができるとされています（第 67 条 A）。

事故の際には、事故当事者は氏名・住所・車両番号等の情報を相手に伝える義務があり、相手がこれを拒絶した場合には事故発生から 24 時間以内に事故の報告を警察署に対してしなければなりません（第 84 条(1)、(2)）。事故が重大な場合、事故当事者は警察に協力し、又は必要な救助活動をしなければならず、また、救命作業のため必要な場合を除き、事故車両等を無断で動かすことは禁止されます（第 84 条(3)、(4)）。これらの義務に違反した者は刑事罰の対象となります。

スピード違反、駐車禁止違反、不注意運転に関しては点数制（Driver Improvement Points Scheme “DIPS”）が取られており、違反の回数・程度に応じて点数が引かれ、一定点数以下になった場合には免許停止処分とされます。

歩行者は、横断禁止区域での横断を禁止されており（第 121 条）違反した場合には刑事罰の対象となります。

その他、道路にロープ等を張り渡すことの禁止（第 124 条）、トラック等の荷台に人を乗せることの禁止（第 126 条）等が規定されています。

(2) 罰則（主なもの）

- ・ 無免許運転の場合、S\$1,000 以下の罰金が科されます。無登録の自転車を使用した場合にも S\$100 以下の罰金となります（第 29 条(1)(2)）。
- ・ 無謀運転・危険運転の場合、S\$3,000 以下の罰金若しくは 12 ヶ月以下の禁固、又はその両方、前科がある場合には S\$5,000 以下の罰金若しくは 2 年以下の禁固、又はその両方が科されます（第 64 条(1)）。
- ・ 不注意運転の場合、S\$1,000 以下の罰金若しくは 6 ヶ月以下の禁固、又はその両方、前科がある場合には S\$2,000 以下の罰金若しくは 12 ヶ月以下の禁固、又はその両方が科されます（第 65 条）。
- ・ 無謀運転により死亡事故を発生させた場合、5 年以下の禁固が科されます（第 66 条(1)）。
- ・ 飲酒運転を行った場合、S\$1,000 以上 S\$5,000 以下の罰金又は 6 ヶ月以下の禁固、前科がある場合には S\$3,000 以上 S\$10,000 以下及び 1 2 ヶ月以下の禁固が科されます（第 67 条(1)）。
- ・ 飲酒した上で車中にいた場合、S\$500 以上 S\$2,000 以下の罰金又は 3 ヶ月以下の禁固、前科がある場合には S\$1,000 以上 S\$5,000 以下の罰金及び 6 ヶ月以下の禁固が科されます（第 68 条(1)）。
- ・ 事故を起した運転手が救助義務等に違反した場合、S\$3,000 以下の罰金又は 12 ヶ月以下の禁固、前科がある場合には S\$5,000 以下の罰金又は 2 年以下の禁固が科されます（第 84 条(7)&(8)）。
- ・ 横断禁止区域で横断した場合、自動車免許を有している者に対しては S\$1,000 以下の罰金又は 3 ヶ月以下の禁固、前科がある場合には S\$2,000 以下の罰金又は 6 ヶ月以下の禁固、その他の場合には S\$100 以下の罰金が科されます（第 121 条(6)）。

15 . 食品販売 (チューインガム禁止) 規則 Sale of Food (Prohibition of Chewing gum) Regulations (1st January 2004)

Q : チューインガムは、個人の使用は、持ち込んでよいと聞きましたが。

A : チューインガムの使用が医薬品であると認定された場合を除き、シンガポール国内の持ち込みは、個人の使用目的であっても、禁止されています。

(1) 法律の内容

- ・ Medicines Act (Chapter-176)(薬事法) で、認可を受けた者のみが、チューインガムの販売と宣伝が出来ます。
- ・ Regulation of Imports and Exports (chewing gum)(輸入及び輸出規則- チューインガム-)には、チューインガムが医薬品であると認定された場合を除き、チューインガムのシンガポール国内への輸入はこれを禁止する、と規定されています。
- ・ 一方、Medicines Act (薬事法)の第 54 条では、歯の健康増進と、口腔衛生に使用されるのを目的としたチューインガムであれば、製造、販売、輸入もしくは輸出が出来ると定めています。
- ・ 結論は、一般のチューインガムのシンガポール国内持ち込みは出来ない、ということです。

(2) 罰則

チューインガムを違法にシンガポールに持ち込みますと S\$100,000 を越えない罰金、もしくは 2 年間で越えない禁固、もしくはその両方の刑に服さなければなりません。

前科があれば、罰金は S\$200,000 まで、また、禁固年数も 3 年間以内、もしくはその両方が科せられます (Regulation of Imports and Exports (Chewing gum) Regulations 第 7 条)。

また、薬事法に違反をしますと、S\$2,000 以下の罰金が科せられます。

16 . 喫煙コーナーで喫煙を Smoking (Prohibition in Certain Places) Act (Chapter 310)

Q : シンガポールは特に喫煙に関して厳しいと聞きましたが、具体的にはどのようなことが禁止されているのでしょうか？

A : 公共の場所における喫煙に関しては、Smoking (Prohibition in Certain Places) Act によって規制されており、禁煙表示のある場所での喫煙は禁止されています。地下鉄、バス等の公共の輸送機関や公共の建物内などは原則的に禁煙とされていますので、こうした場所では喫煙しないようにしなければなりません。また、1.3mg のニコチン含有のもの、または 15.0mg 以上のタールを含むタバコ製品の持ち込みは禁止されています(Smoking (Control advertisements & Sale of Tobacco) Act · Chapter 309 Part 。(第 15 条 (2)(a)(b))。

(1) 法律の内容

同法は、一定の場所での喫煙を禁止する法律であり、全 12 条からなります。

所轄大臣は官報により一定の場所を禁煙区域とすることができ(第 3 条)、これに違反したものは令状なく逮捕される場合があります(第 4 条)。

(2) 罰則(主なもの)

- ・ 禁煙区域で喫煙した場合、S\$1,000 以下の罰金が科されます(第 3 条(2))。
- ・ 上記タバコ製品の持ち込みを致しますと、初犯で S\$10,000 を越えない罰金、もしくは 6 ヶ月間を越えない禁固、もしくはその両方の刑が、また、前科がある場合、S\$20,000 を越えない罰金、もしくは 12 ヶ月間を越えない禁固、もしくはその両方の刑が科せられます(第 15 条(5))。

17. 落書きで鞭打刑?! Vandalism Act (Chapter 341)

Q: 以前、車に落書きをして鞭打刑になった少年の話が話題になりましたが、どのような法律に基づいて罰せられたのでしょうか?

A: Vandalism Act は公共物や私有物に対する破壊行為を特に規制する法律であり、質問のケースでも同法に基づき少年は鞭打刑となりました。同法違反に対する罰則は厳しく、必ず鞭打刑が科せられますので、日本と同じつもりで面白半分に落書きなどすると、本当に痛い思いをすることになります。

(1) 法律の内容

同法は、破壊行為に対する懲戒的な罰則を定め、公共物に関する行為を規制する法律であり、全8条からなります。

Vandalism に該当する行為とは、

(a) 無断で公共物や私有物に

文字、スローガン、漫画、絵、マーク、シンボルその他を書いたりペイントしたりすること

ポスター、プラカード、広告、請求書、通知書、書面、その他の書類を貼り付けたり掲示したりすること

文字、スローガン、漫画、絵、マーク、シンボルその他を付けた旗、幔幕等を吊したり掲げたりすること

(b) 公共物を窃取、破壊、又は毀損すること

と規定されています(第2条)。

(2) 罰則(主なもの)

- ・ Vandalism に該当する行為を行った場合、\$2,000 以下の罰金又は3年以下の禁固、及び3打以上8打以下の鞭打刑が科されます(第3条、但し、鉛筆やクレヨンなど除去可能なものを使用した落書きの場合には、初犯に限り鞭打刑は科されません)。

(3) 適用事例

- ・ 18歳の少年が車にスプレー缶で落書きをしたケースが同法違反として起訴され、第一審においては被告人に対して2ヶ月の禁固及び3打の鞭打刑が科されました。これに対し、スプレー缶での落書きは除去可能であり、また、本ケースは保護観察処分が相当であるとの反論がされましたが、控訴審はこの反論を退け第一審を支持しました(HC Magistrate's Appeal No. 48/94/01)。

18 . 未成年者にも厳しい処罰 Children and Young Persons Act (Chapter 38)

Q : シンガポールにも日本と同じ様な少年法といった法律は存在しますか？また、内容はどのようになっているのでしょうか。

A : 未成年者の犯罪に関しては、Children and Young Persons Act に規定があります。同法では 16 歳未満の未成年が犯罪を犯した場合、日本の少年審判にあたる Juvenile Court で手続を行うと規定しています。日本よりも未成年者とされる年齢は低くなっていますので、たとえ日本では未成年とされる場合でも、シンガポールでは成人と同様に処罰されることになります。

(1) 法律の内容

同法は、未成年者に関する諸規定を定める法律であり、保護の必要な未成年者の取扱や、未成年者による犯罪に関する手続を定めています。全 89 条からなります。また、裁判所は 21 歳以下の男性の刑事被告人に対しては、被告人の性格や従前の行動等を考慮し、禁固刑の代わりに矯正施設への収容や保護観察処分を言い渡すことができるとされています (Criminal Procedure Code 第 13 条)。

同法では 14 歳未満を Child、14 歳以上 16 歳未満を Young Person として Juvenile Court の手続の対象としています (第 33 条)。但し、重大犯罪の場合や成年者との共犯の場合には、通常の裁判所で手続が進む場合もあります。Juvenile Court では親権者・監護権者が原則として同席し、関係者 (裁判所職員、弁護士、証人など。報道関係者も許可される場合があります) 以外の傍聴は許されていません (第 34 条)。

未成年者が有罪とされた場合、Juvenile Court により保護観察処分や少年院送致等、特別な処分がなされます (第 44 条以下)。

(2) 適用事例

- ・ 17 歳と 16 歳の少年がバイクを数回に渡り盗んだ罪で Penal Code に基づき起訴され、17 歳の少年に対しては矯正施設への収容、16 歳の少年に対しては 2 年間の保護観察処分が言い渡されました (High Court – Criminal Revision No 5 of 1997)。
- ・ 17 歳の少年がマリファナを使用し、逮捕しようとした警察官に対して暴行を振って逃走した後、友人と友にタクシー強盗を犯したケースで、裁判所は年齢や犯罪の内容を考慮し、矯正施設への収容を言い渡しました。これに対し、検察側、弁護士とも控訴しましたが、控訴裁判所はいずれの主張も却下し、矯正施設収容を相当としました (Magistrate’s Appeal No. 151 of 1998)。

19 . 居住用不動産 Residential Property Act (Chapter 274)

Q : 外国人でもシンガポールで不動産を購入出来ますか？

A : 外国人は、Residential Property (居住用不動産) を購入することは禁止されています。但し、6階以上のコンドミニアムであれば、購入を認められています。

法律の内容

- ・ 外国人はシンガポール国籍を有する人、もしくは認可を受けた購入者から名義を借りて、居住用不動産の購入は出来ません。
- ・ 外国人は Residential Property (居住用不動産) を購入することは禁止されています。
- ・ 外国人とは、シンガポールの市民権のない人を指します。
- ・ Residential Property は、空き地、居住家屋を指します。が、産業用及びホテルを含む商業用不動産は除外されます。
- ・ 外国人でも、6階建て以上のコンドミニアムであれば、購入が認められます。
- ・ 但し、6階建て以上のコンドミニアムであっても、全階を購入することは出来ません。
- ・ 外国人が住居不動産を購入する場合、個人及びその個人の家族用の居住目的でなければなりません。
- ・ 他人に貸す為の目的での購入は出来ません。
- ・ 従って、シンガポールには1外国人は、1居住不動産しか所有出来ません。

20 . 蚊など - the Environmental Public Health Act (Chapter 95) 及び the Infectious Diseases Act (Chapter 137)

Q： シンガポールでは、ハエ、蚊の発生に係る法律があるとききましたが・・・。

A： ハエ、蚊が発生する環境は、健康な生活を妨害するものとして、法律で規制しています。

(1) 法律の内容

如何なる場所に於いても、ハエもしくは蚊の発生となる環境は、生活妨害として罰せられます (第 44 条(i) Chapter 95)。

(2) 罰則

罰金は、初回が S\$10,000 を限度として科せられます。

また、蚊の発生の原因となる場所の所有者は、かかる場所の除去を求められ、この命令に反すると罰せられます。

(注) これまで、蚊、ボウフラ等の害虫を発生させた場合の罰則については、Destruction of Disease-Bearing Insects Act (Chapter 79)”にて規定されていましたが、同法は、”the Environmental Public Health Act (Chapter 95)”及び”the Infectious Diseases Act (Chapter 137)”に組み入れられました。

